

一般社団法人次世代基盤政策研究所（NFI）定款

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人次世代基盤政策研究所と称し、英文では Next Generation Fundamental Policy Research Institute（略称「NFI」）と表示する。

（主たる事務所）

第2条 当法人の主たる事務所は、東京都港区に置く。

（目的）

第3条 当法人は、次世代基盤政策に関する研究を目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 国内外の動向等に関する調査（国際会議及び内外の学会等への参加を含む。）
- 二 研究会の開催
- 三 政策の提言
- 四 成果の公表及び啓発（ホームページの開設、シンポジウム等の開催、機関誌その他図書の刊行等）
- 五 内外の政府機関、研究機関等との連絡及び協力
- 六 研究者又は団体等の研究支援
- 七 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第5条 当法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

（社員）

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に基づく社員とする。

2. 社員となるには、理事長の承認を得なければならない。
3. 入社申込みの方法は、理事会の決議によりこれを定める。

（任意退社）

第 7 条 社員は、いつでも当法人を退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

2. 退社予告の方法は、理事会の決議によりこれを定める。

（法定退社）

第 8 条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 総社員の同意
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

第 3 章 社員総会

（種類及び開催）

第 9 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - 一 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - 二 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から理事に対して、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求がなされたとき。

（招集）

第 10 条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 3 項第 2 号に基づく請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各社員に対して通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、社員の全員の同意がある場合であって、書面及び電磁的方法による議決権行使を認めない場合は、前項に定める招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第 11 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故がある場合は、当該社員総会において議長を選出する。

(定足数)

第 12 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 13 条 社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、当法人の社員に限る。

(議事録)

第 15 条 理事長は、法令の定めるところにより社員総会の議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員)

第 16 条 当法人に次の役員を置く。

- 一 理事 3 名以上 10 名以下
 - 二 監事 1 名以上 3 名以下
2. 理事のうち 1 名を理事長とする。理事長は法人法 90 条 3 項の代表理事とする。
 3. 前項のほか、理事のうち若干名を代表理事に選定することができる。
 4. 代表理事以外の理事の一部又は全部を業務執行理事に選定することができる。
 5. 理事のうち 1 名を事務局長とする。

(選任)

第 17 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
3. 理事長及び事務局長は、理事会の決議によって選定する。
4. 理事について、その理事及びその理事の配偶者又は 3 親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊な関係のある者である理事の合計数の、理事の総数に占める割合は、3 分の 1 以下でなければならない。
5. 監事は、当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
4. 理事及び監事は、再任を妨げない。代表理事及び業務執行理事も同様とする。
5. 理事長及び事務局長は、再任を妨げない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、当法人のその業務執行の決定に参画する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
3. 理事長に故障のある場合には、その指名した他の理事が、その職務を代行する。

(監事)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事会決議による役員責任の一部免除)

第 22 条 当法人は、法人法第 111 条第 1 項に基づく理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(理事会)

第 23 条 当法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事で組織する。
3. 理事会は、法令及び本定款に定める職務を行う。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2. 通常理事会は、3 か月に 1 回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - 一 理事長が必要と認めたとき。
 - 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集を請求したとき。
 - 三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - 四 法人法第 101 条第 2 項に基づき、監事が理事長に招集を請求したとき、又は同条第 3 項に基づき、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、同項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3. 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は同項第 4 号後段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる出席理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第6章 会員

(会員制度)

第31条 第6条に定める社員とは別に、当法人に会員制度を置く。

2. 会員制度の内容は、理事会の決議によって定める。

第7章 事業年度

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 剰余金の非分配等

(剰余金の非分配)

第33条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

(残余財産の処分)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議に基づき、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第2条 当法人の設立時理事、設立時代表理事・理事長、設立時事務局長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

森田 朗
宍戸 常寿
鈴木 正朝
曾我部 真裕
藤田 正美
山本 一郎
加藤 尚徳

設立時代表理事・理事長

森田 朗

設立時事務局長

加藤 尚徳

設立時監事

鶴巻 暁

(設立時社員の氏名及び住所)

第3条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(省略)

以上、一般社団法人次世代基盤政策研究所を設立のため、設立時社員森田朗外 7 名の定款作成代理人である司法書士長濱江美子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 2 年 6 月 19 日

設立時社員	森田 朗
設立時社員	宍戸 常寿
設立時社員	鈴木 正朝
設立時社員	曾我部 真裕
設立時社員	藤田 正美
設立時社員	山本 一郎
設立時社員	鶴巻 暁
設立時社員	加藤 尚徳